

Ⅲ 川崎市子どもの権利に関する行動計画に対する意見

1 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の評価について

(平成27(2015)年3月)

市は「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づいて関係部署が3年間(2011年～2013年)取り組んできた施策について自己評価を行い、これに権利委員会による意見(総論的意見と施策に対する意見)を付して公表した。

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000044227.html>



(1) 総論的意見

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画では、「行動計画進捗状況調査票」における新しい取組として、①「推進施策」の項目に関連する条例の条項を示したこと、また②「具体的な取組み」を各事業の「目標」と位置づけ、その下に続く各事業取り組みを所管部署ではなく「事業の内容」で示したこと、③経年の点検が可能な表記にしたこと、④3年間の評価項目で「子どもの視点からの成果と課題」を評価項目の軸にしていることなどが工夫されており、その一覧性と事業位置づけ、自己評価の視点が以前より明確になっている。

課題・提言としては、自己評価の高い項目の中に、同様の事業の継続のなかの何を評価したのか曖昧なものも見受けられた。全般的にも目標(目的)との関係から評価の視点をいっそう明確にすることが求められる。また、それとの関連の中で数値目標、実績数値が意味を持つものを適確に精査する必要がある。それは、「実施の報告だけに終わっている」とされた前期の課題を克服していく契機となるだろう。

「子どもの目線からの自己評価」については、問題意識はうかがわれるがいまだ十分なものとなっていない。事業評価に子どもの意見が反映されているか(意識しているか)といった観点に留意し、自己点検・評価する姿勢が求められる。

(2) 施策に対する意見

それぞれの推進施策において、施策の目的と具体的取組を記した上で、次のように今後の課題を示した。

[施策の方向1] 子どもの相談及び救済の充実

- ・増加するネットトラブルへの相談対応及び未然防止の取組の充実
- ・安心して気軽に相談できる環境の整備と、相談窓口の広報

- ・個別の支援を必要とする子どもへ対応するための、人材の確保と育成、体制の整備
- ・児童養護施設等で生活している子どもがより意見を表明しやすい環境づくり
- ・人権尊重教育における、学んだことが日常生活で生かすための工夫と、教職員研修の充実

[施策の方向2] 子どもの意見表明・参加の促進

- ・子ども会議における、子どもが自ら課題を見つけ考え、提言に結びつけるための支援
- ・子ども会議におけるサポーターの養成
- ・「やさしい日本語」の活用による外国籍児童等への情報伝達の工夫
- ・市民や職員を対象にした児童虐待防止の啓発の推進

[施策の方向3] 子どもの居場所づくりの促進

- ・子どもにとっての「安全・安心な施設」となるような施設の整備
- ・保護者のニーズに適合した乳幼児の居場所づくりの推進
- ・施設の整備やイベントの開催による中高生の居場所づくりの推進
- ・不登校対策における、適応指導教室（ゆうゆう広場）の充実と保護者等への広報
- ・こども文化センター等の施設のバリアフリー化と、利用者等の理解を広める取組の推進

[施策の方向4] 子どもの権利に関する意識の向上

- ・子ども会議における、子どもたちが自分たちの権利について積極的に見識を深められる取組の推進
- ・子ども向けホームページの内容の充実及び周知、利便性の向上
- ・子どもの権利学習資料のさらなる活用
- ・外国籍児童等に対する日本語支援の充実
- ・「かわさき子どもの権利の日事業」における市民団体等との連携・協働の強化

2 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という）は、条例第36条の規定に基づき、条例を具現化する子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定されている。

条例第36条第2項では「行動計画を策定するにあたっては、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くもの」とされており、この場で意見を述べるものとする。

(1) 計画策定にあたって

子どもの権利条例は、川崎の子どもたちがよりいっそういきいきとすごせるよう、子どもに関わる具体的な施策等の総合的な指針・理念となるべきものである。子ども・若者施策に関わ

る他の条例・施策に対しても、規範的な意義を強く持つといってもいい。近年、「子どもの貧困」「虐待・いじめ防止」に対する社会的関心は高く、関連施策にも大きな影響を与えている。そうしたなかであって、子どもに関わる諸施策、検証の役割はいっそう重要性を増している。

上記の点からすると、先に策定された「川崎市子ども・若者ビジョン」は子どもの権利と密接であり、「健全育成」・「非行等の再発防止」といった観点だけではなく、子どもの権利を尊重する取り組みの諸施策を創造的に展開していると言える。本計画の重点施策はビジョンとの整合性を考慮する必要があるだろう。

(2) 子どもの権利をめぐる課題

子どもの権利保障をめぐるっては、取組をすすめるべき課題として、以下の7項目を指摘する。

① 条例および子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

条例への関心を高めるために、あらゆる機会をつかって広報に努めるとともに、併せて施策の展開・推進時には条例（の内容）に即して、それらが子どもの環境や成長と密接なことをあらためて確認できる工夫が求められる。

② 子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

学習支援や給付型奨学金、「子ども食堂」への関心が高まっているが、子どもの希望や生きる意欲を引き出すためにも子どもの権利保障との関連から、施策とどのように結びつけていくか、積極的な検討が求められる。

「子どもの貧困」問題は、子育て中の親支援の必要性とともに、子どもの成長・発達と密接に関わる問題であることを広く社会的に共有する必要がある。この問題は「子どもの権利を守る取り組み」にも関わっており、実情を踏まえた検討が求められる。

③ 児童虐待について（条例第19条関連）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の取り組みとあわせ、児童相談所（こども家庭センター）等の人材育成や十分な態勢がとれているか検証しつつ、その計画の策定が求められている。

④ いじめについて（条例第24条関連）

いじめが人間の尊厳を深く傷つける問題であることを子ども自身が知る機会を設けるとともに、大人の対応のあり方とも深く関わっており、未然防止と早期発見・早期対応への取組を一層すすめるべきである。

⑤ 子どもの居場所について（条例第27条関連）

子どもにとって安心して過ごせる居場所（時間、空間）は、自分を取りもどし、育む空間である。子どもの居場所の大切さを子どもの権利との関わりから再確認するとともに、子ど

もの生活のさまざまな場面での居場所を考えることが求められる。

⑥子どもの参加・意見表明について（条例第29条関連）

子どもに関わる政策・施策、手続に、子どもが関わることの大切さを子どもや大人が自覚できる機会をつくることが求められる。そのためにも、子どもの参加・意見表明を促進する具体的な取組について、様々な機会に意見聴取することも検討すべきである。

⑦相談・救済について（条例第35条関連）

子どもが相談しやすい環境を創るために、定期的に実情を検証することが求められる。また、子どもの居場所に関わって、子どもとふれあう機会のなかで子どもの相談や悩みを受け止めることも考えられる。子ども施策の全体的な検討のなかで再確認してもいいのではないか。

（3）施策体系について

現行の第4次行動計画において体系を大きく変更したばかりでもあり、第5次計画もその枠組みで進めるとともに、基本理念、基本目標も踏襲すべきである。

（4）重点施策について

特に市が重点的に取り組むべき施策として、次の3つの項目を設定すべきである

①子どもへの切れ目のない支援の取組

権利委員会では、答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」において、子どもの各成長段階での切れ目のない支援を行うことを提言した。生まれる前を含めて、乳幼児期、就学期、思春期、青年期などの子どもの各成長段階において、それぞれに子どもが抱える課題を見据えながら、切れ目ない支援を行うための取組を進める必要がある。

②困難を抱える子どもを支援する取組（条例第18・19・20・23・24条関連）

「川崎市子ども・若者ビジョン」の基本的な方向性の1つに「困難を抱える子ども・若者の支援」とある通り、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見・早期対応、不登校の子どもへの支援、子どもの貧困への対応など、自分自身では解決できないような困難な状況に陥った子どもに対する適切な支援を行うことが求められる。

③子どもの居場所を支援する取組（条例第27条関連）

「子どもの居場所」は、子どもが安心できる場（自分でいられる）であるとともに、地域の中で大人や他の子どもたちとの「関係を安心してあらたに生み出す場」ともいえる。

2015（平27）年2月に発生した中学生死亡事件において、その再発防止策として子どもの居

場所の支援の必要性が指摘されており、第4次行動計画において「居場所を失った子どもへの支援」を重点施策にした点は核心をつくものだった。しかし、主に不登校を念頭においた従前の取組から、一歩進める必要がある。

(5) 推進体制について

こども未来局の新たな設置は、子どもの権利に関する行動計画を推進する体制として、きわめて大きな意義を持つと思われる。政策立案・推進の理念、根拠規範として、子どもの権利条例がもつ意義を市全体で再確認する機会を定期的に持つことが、子どもの権利保障の総合性およびその推進体制を確認する機会ともなるのではないだろうか。

また、子どもの権利保障の促進は、地域の多様な人々との関係作り（連携）とも密接であることから、PTA、地域教育会議等、子どもを守り育てていく役割を持った既存の組織・団体等との協働の活性化を図ることも不可欠である。